

# いざという時のために！被災後の生活再建支援制度

東日本大震災や熊本地震といった大災害に被災したあと、「生活費」「ローン返済」「賃貸借トラブル」「公共料金や保険料の支払い」などの問題が発生することも想定されます。

これらに備えるため、被災後の生活再建支援制度を知っておきましょう。

【注意】このチラシは、生活再建支援制度の一部を抜粋したものです。

## 罹災証明書

災害対策基本法に基づき、暴風、豪雨、地震等自然災害による住家（実際に居住のために使用している建物）の被害があり、被災した方からの申請があった場合に、被害の程度を認定し、発行するものです。被災者生活再建支援金等の支給又は税金、公共料金、保険料等の減免に利用されます。生活再建のための重要な一步となる書類です。

## 住宅の応急修繕

住宅が「半壊」や「大規模半壊」した場合で、仮設住宅を利用しない場合、災害救助法に基づく応急修理制度の範囲内で市が業者に委託し修繕します。なお、これを越える本格的な修繕を行う場合は、住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」において、金利の一部を国が補助する制度があります。

## 災害弔慰金・災害障害見舞金

災害により死亡した方のご遺族に対して「災害弔慰金」が支給されます。また、災害により著しい精神的・身体的障がいを受けた方には「災害障害見舞金」が支給されます。

## 被災ローン減免制度

一定条件を満たす場合「自然災害債務整理ガイドライン」（被災ローン減免制度）が利用できます。

## 各種支払いの減免・猶予措置

市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税など、納付の減免や猶予の措置を受けられる場合があります。

## 被災者生活再建支援金

「全壊」や「大規模半壊」などの著しい被害を受けた場合に、災害直後においては貴重な現金支援として支給されます。



このチラシに記載した生活再建支援制度について詳しく知りたい方は、危機管理室までお問合せください。

また、記載のない生活再建支援制度について知りたい方は以下の内閣府のページを御確認ください。

【<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/seido.html>】

新座市危機管理室（048-477-2502）